

財団法人亀岡市住宅公社

寄 附 行 為

昭和33年11月設立

財団法人 亀岡市住宅公社寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人亀岡市住宅公社と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人事務所は、京都府亀岡市安町野々神 8 番地亀岡市役所内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、住宅及び附属厚生施設の建設経営並びに教育施設の建設並びに宅地開発及び市街地再開発を行ない、亀岡市内における住宅難の緩和、住宅施設等の改善向上並びに土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、民生安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の業務を行なう。

- (1) 住宅及び附帯施設の建設経営並びに受託
- (2) 住宅等の建設に必要な土地開発造成及び分譲貸付
- (3) 住宅等の建設及び融資に関する相談指導
- (4) 住宅用地転用農地代替地の造成
- (5) 市街地の再開発に伴う建築物及び建築敷地の整備並び

に公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する
事業

(6) 亀岡市立幼稚園、小中学校の園舎、校舎の建設、貸付
及び譲渡

(7) 前各号のほかこの法人の目的達成に必要な業務

第 二 章 資 産

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号にかかげるものからなる。

(1) この法人の設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産

(2) この法人の資産、その他基金等としてまたは目的を指
定しないで寄附された金品

(3) 事業にともなう収入

(資産の種類)

第 6 条 前条の資産は、これを分けて基本財産および普通財産
の二種とする。

2. 基本財産は次の各号からなり、これを処分することができない。

ただし、やむを得ない理由のあるときは、理事の3分の2以
上の同意を得、なお、主務官庁の認可を得てその一部を処分す
ることができる。

(1) 基本財産として指定を受けた寄附金

(2) 理事会で基本財産に導入されることを決議した財産

3. 普通財産は基本財産以外の財産からなる。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経てこれを定める。

(資産の保管)

第 8 条 基本財産のうち現金は、郵便官署または理事会において適当と認める金融機関に預入れもしくは信託し、または確実な有価証券を買入れて保管しなければならない。

第 三 章 役員および職員

(役員の種類)

第 9 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 1 人
- (3) 常務理事 1 人
- (4) 理 事 9 人以内
- (5) 監 事 2 人

(役員を選任)

第 10 条 この法人の理事は、住宅建設に関係ある市職員および市議会議員の職にある者、もしくは学識経験を有する者のうちから会長が選任する。

2. 会長は亀岡市長をもって充て、副会長および常務理事は、理事の互選による。

3. 監事は、理事会の承認を経て会長が選任する。

(役員の仕事)

第11条 会長はこの法人を代表し、業務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 常務理事は、会長および副会長を補佐し常務業務を処理し、会長および副会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4. この法人の事務は理事全員をもって組織する理事会の決定に基づいて処理しなければならない。

5. 監事は、民法第59条の規定による職務を行なう。

6. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは引続いてその職務を行なうものとする。

(顧問)

第13条 この法人に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。

3. 顧問は、この法人の重要な事項について会長の諮問に応える。

(職 員)

第14条 この法人に職員として参事、主事、技師、雇および嘱託若干名を置き、会長が任命または委嘱する。

第 四 章 会 計

(経 費)

第15条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第16条 この法人の事業計画および収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、亀岡市長の承認を得なければならない。

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(収 支 決 算)

第18条 会長は、毎事業年度終了後次の書類を作成し、遅滞なく監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 収 支 計 算 書

(2) 正味財産増減計算書

(3) 貸 借 対 照 表

(4) 財 産 目 録

(5) 事 業 報 告 書

2. 監事は前項の書類を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、意見書をつけて会長に送付しなければならない。
3. 会長は、前項の書類を事務所に備えておかなければならない。
4. 会長は、第2項の規定により書類の送付を受けたときは、理事会の承認後、亀岡市長の承認を得て、すみやかに貸借対照表を官報に公告せなければならない。

(剰 余 金)

第19条 毎事業年度の剰余金は準備金として積立てる。ただし、理事会の決議を経てその一部または全部を翌年度の歳入に繰入れることができる。

2. 剰余金は損失の補てんに充てまたは資産に繰入れる場合のほかとりくずしすることができない。

第 五 章 会 議

(理 事 会)

第20条 理事会は会長が招集する。

2. 理事会を分けて定例理事会および臨時理事会とする。
3. 定例理事会は、毎年3月に開会する。
4. 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合または理事定数の3分の1以上の者から会議の目的を示して請求のあったとき開会する。

5. 理事会の議長は会長がその任に当る。
6. 理事会は理事総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
7. 理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
8. 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、会長は書面による賛否を求めて理事会の決議に代えることができる。

(理事会の審議事項)

第21条 理事会において決議または承認を経る必要のある事項は、この寄附行為に特別の定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 毎年度事業計画に関すること。
- (2) 収支予算書に関すること。
- (3) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録および事業報告書に関すること。
- (4) 基本財産の処分に関すること。
- (5) 資金の借入および償還方法に関すること。
- (6) その他必要な事項

第六章 雑 則

(寄附行為の変更)

第22条 この寄附行為は、理事会において3分の2以上の多数

の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 2 3 条 この法人は、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 2 4 条 この法人が解散した場合に残余財産があるときは、亀岡市に帰属するものとする。

附 則

第 2 5 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 2 6 条 第 1 0 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の役員は次の者をもってあてる。

理 事

大 槻 嘉 男	西 田 太 郎	斉 藤 俊 夫
橋 本 隆 治	川 西 完	加 舎 数 馬
木 村 忠 一	中 田 正 平	福 知 真 一
矢 田 啓之介		

監 事

鹿 島 栄三郎 杉 原 竹次郎

附 則

この寄附行為は、京都府知事の認可を受けた日から施行する。

—昭和55年3月10日—

附 則

この寄附行為は、京都府知事の認可を受けた日から施行する。

—昭和56年3月5日—

附 則

この寄附行為は、京都府知事の認可を受けた日から施行する。

—昭和62年6月1日—